

白山市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

平成30年1月29日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 職員課、文化振興課（含 博物館、松任中川一政記念美術館、松任ふるさと館、千代女の里俳句館、石川ルーツ交流館、鳥越一向一揆歴史館）、都市計画課、営繕課、文化財保護課
- 2 監査実施日 平成29年9月26日（火）、9月27日（水）
- 3 監査実施場所 監査委員事務局
- 4 監査の範囲 (1)平成29年4月1日から平成29年7月31日までの予算及び事務事業の執行状況
(2)職員が管理している預金通帳の状況
- 5 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 西川 寿夫

6 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

<職員課>

職員一人一人が時間外勤務を減らすよう努めることは重要であるが、市としての働き方改革についても検討されたい。